

◎新潟県選挙管理委員会告示第52号

平成29年10月22日執行予定の衆議院小選挙区選出議員選挙において、公職選挙法（昭和25年法律第100号）第144条の2第5項の規定により候補者がポスターを掲示することができる日を次のとおり定めた。

平成29年10月6日

新潟県選挙管理委員会

委員長 長津 光三郎

平成29年10月10日